

短期社債振替制度に係る業務処理要領第1.8版 新旧対照表(2023/8/7)

第1章 総則

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

第2章 短期社債に係る発行手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	2	2	4	変更	<p>※ 発行者及び保証人は、それぞれ、当該「保証内容届出書」に届出印を押印する。</p> <p>なお、当該保証人が短期社債振替制度の参加者でない場合には、当該保証人の実印を「保証内容届出書」に押印したうえで、当該実印に係る印鑑証明書を添付する。</p>	<p>※ 発行者及び保証人は、それぞれ、当該「保証内容届出書」に届出印を押印する。</p> <p>なお、当該保証人が短期社債振替制度の参加者でない場合には、当該保証人の実印を「保証内容届出書」に押印したうえで、当該実印に係る印鑑証明書及び登記事項証明書を添付する。</p>	2. (1) 備考欄
2	2	2	6	変更	<p>d 発行者及び保証人への通知</p> <p>機構は、「保証内容届出書」の提出を行った発行者及び保証人に対し、cにおいて登録を行った内容を通知する。</p>	<p>d 発行者及び保証人への通知</p> <p>機構は、「保証内容届出書」の提出を行った発行者及び保証人に対し、書面により、cにおいて、登録を行った内容について、通知する。</p>	2. (2)d

第3章 短期社債に係る振替手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

第4章 短期社債に係る抹消手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

別紙等

項番	別紙番号等	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	別紙1-2	2	1	変更	※ 口座管理機関が破綻した場合(破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てが行われた場合等)には、速やかに機構に対して連絡する必要がある。なお、振替法第44条第1項各号に掲げる者でなくなった場合には、直ちに、機構に対し、その旨の届出を行う必要がある。	※ 破綻口座管理機関は、破綻等の事象が発生し、振替法第44条第1項各号に掲げる者でなくなった場合には、直ちに機構に対し、その旨の届出を行う必要がある。	2. 備考欄
2	別紙1-2	2	1	変更	※ 別途、日銀ネットにおいても必要なデータを送受信する必要がある。	※ 別途、日銀ネットにおいても各種データを送受信する必要がある。	2. 備考欄
3	別紙1-2	2	2	変更	a データの送信 (1)①に係る「振替申請」及び(1)②に係る「抹消申請」等の必要なデータを機構に対し、送信する。	a データの送信 (1)①に係る「振替申請データ」及び(1)②に係る「抹消申請データ」等を機構に対し、送信する。	2.(3)a
4	別紙1-2	2	2	変更	b データの受信 (1)の振替口座簿の管理に係る「振替済通知」、「抹消済通知」、「残高確認」等の必要なデータ及び(2)の償還金の授受に必要なデータを機構から受信する。	b データの受信 (1)の振替口座簿の管理及び(2)の償還金の授受に必要な各種データを機構から受信する。	2.(3)b